

全国子ども会安全共済の手続きについて

概要 安全共済：子ども会活動中の事故発生に備えた共済見舞金。
賠償責任保険：子ども会活動中の事故による損害賠償保険。安全共済とセット。
※対象者・費用内訳・具体的な内容については、チラシをご覧ください。

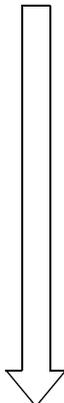
配布内容

- ① チラシ(A 4)…会員数に準じて
- ② 加入申込書(共済様式0 3)…単位会数
- ③ 加入者名簿2(共済様式0 4)…会員数に準じて
- ④ 年間行事計画書(共済様式0 5)…単位会数

※今年度の人数を基準にしていますので、不足がありましたらお申し付けください。また、全国子ども会連合会ホームページからデータがダウンロードできます。(リンクを市HPに掲載します)

手続き

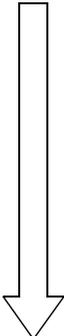
A) 単位会長



資料をよく読み、各会員に説明し、加入者を取りまとめてください。
チラシは各会員に配ってください。

- ① 会員から年会費一人あたり**200円**(共済会70円+県運営費130円)を徴収
- ② 加入申込書(共済様式0 3)、加入者名簿2(共済様式0 4)を作成
- ③ 年間計画書(共済様式0 5)を作成
PCで作成した場合も紙ベースで提出してください(押印を忘れずに)。
最新版のデータ様式は、全国子ども会連合会ホームページ
(<http://www.kodomo-kai.or.jp/>)に掲載されています。

B) 地区協議会



各単位会からの会費、申込書、名簿、年間計画書を取りまとめてください。

- ① 各単位会からの会費の取りまとめ
- ② 各単位会からの書類の取りまとめ
加入申込書(共済様式0 3)
加入者名簿(共済様式0 4) ← 20名を超える場合のみ
年間計画書(共済様式0 5)
- ③ 市子育連事務局に、各書類(県子連提出用)とコピー(市子連控え)の計2部を提出

5月7日(月)までに提出してください。(4月1日にさかのぼって適用されます)

C) 安全共済会会費の納入について

会費を現金で市子育連事務局へお持ちください。受領証を発行し、市子連事務局で県に關係書類と一緒に納入します。

令和6年度からの変更点

- ・ **年会費が200円に変更されます。(共済会費70円+県子連運営費130円)**
令和5年度までは150円(共済会費70円+県子連運営費80円)
- ・ 10月1日以降に加入しても、料金の変更はありません
令和5年度までは10円減額されていました
- ・ 年間計画書(共済様式05)について「行事・活動名」のみの記載で結構です
令和5年度までは「月、実施予定日、会場、参加予定人数」を記載していただいていた
→市子連等の行事名を個別に記載する必要はなく「市子連、県子連等行事に参加」のみの記載で問題ありません
→「行事・活動名」が変更になる場合のみ、変更届の提出が必要です

注意事項

- ・ 子どものみ、あるいは育成者・指導者のみの加入は、賠償責任の対象にならないので注意。
- ・ 追加申し込みの場合、年間計画書は添付不要。
- ・ 事故の第一報報告書(事故発生から30日以内)、共済金請求書類(治癒後60日以内)は期限厳守。(※ 期限を過ぎると、支払いができなくなります)

細かな留意点について

①加入者名簿の年齢

4月1日現在での年齢を記入、児童・生徒は学年も記入。

指導者・育成者の年齢は聞きづらいかと思いますが、保険加入に必要な情報ですので、記入漏れのないようお願いします。

②乳幼児の入会について

0歳児から加入できます。4月1日時点で0歳から3歳は、一緒に保護者も加入し、活動にも同伴してください。(同伴No.に保護者のNo.を記入してください)

③単位子ども会番号について

各書類には「市区町村コード」を記入してください。

番号は昨年度と同じです。

④加入申込書の押印について

代表者が自署の場合は、省略できます。

⑤加入申込書(共済様式03)の記載方法について

- ・ 送金(納金)予定日は、各地区協議会長に支払った日をご記入ください。
- ・ 加入者名簿の必要な情報(氏名・性別等)をエクセル等で作成し、別紙として提出していただいても問題ありません。
- ・ 同伴保護者No.は、0歳から3歳の方が加入する場合のみ記載してください

⑥ネット加入について

安全共済会について、ネット加入も可能です。興味がある方は、事務局までお問い合わせください。